

地方学連助成金交付規定

(趣旨)

第1条 (一社)日本学生氷上競技連盟(以下本連盟という)は、日本学生氷上競技選手権大会(以下インカレという)におけるアイスホッケー競技(本戦)への出場チーム数を制限しなければならないという、止むを得ない事情により、地区ごとに出場枠を設けている。

そのことにより、各地方学生氷上競技連盟(以下、地方学連)は、それぞれインカレ出場枠数の出場チームを決定するために、インカレ予選競技会を開催することになる。

本連盟は、これらの予選競技会が望ましい状態で運営されるよう、インカレ予選助成金を交付するものとする。

(交付対象)

第2条 前条の助成金(以下助成金という)交付の対象は、地方学連(または、それに準ずる組織)が主催するインカレ出場チームを決定する事業(インカレ予選競技会)とする。

2 当該地方学連が主体的に運営する事業(地区選手権大会または地区リーグ戦等)と兼ねたインカレ予選競技会は、助成金交付の対象とする。

3 本条事業における参加資格は、原則として本連盟加盟校とする。

(申告義務)

第3条 助成金の交付を希望する地方学連は、対象事業の計画に関する資料を添えて、本連盟へ申請するものとする。

2 事後、結果等について報告しなければならない。

3 第1項及び第2項とも、所定用紙を用いるものとする。

(算出基準)

第4条 助成金の算出は、参加校(チーム数)を基準として行う。

2 暫定措置または特例として、未加盟校または他地区所属の加盟校が参加している場合は、助成金交付のための算出基準の参加校数から前期に該当する学校数を差し引きくものとする。

3 助成金額は、参加校1校あたり15,000円とする。

付則

平成28年10月2日施行